

専門委員会規程

(総則)

第1条 この規程は、長野県ドッジボール協会規約第20条に基づき専門委員会（以下「委員会」という。）を設置し、この委員会に関することを定める。

(名称、定数及び分掌)

第2条 委員会の名称、委員定数及び分掌は別表のとおりとする。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 若干名

- 2 委員長は、理事をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に業務遂行上差し支えがあった場合は、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、委員長の推薦により理事会の議決を経て会長が委嘱する。

- 2 学識経験者等を専門委員として委嘱する場合、その人数は各委員会の3分の1を超えてはならない。

(委員及び役員の任期)

第5条 委員及び役員の任期は、2年とする。ただし欠員が生じた場合における補欠の委員及び役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員及び役員はその任期満了後でも、後任者が就任するまではなお職務を行う。

(会議)

第6条 委員会は必要に応じ委員長が招集し議長となる。

- 2 委員会の議決は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 3 会長、副会長及び理事長は、各委員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 委員長は、会議開催の都度議事録を作成し、理事長に報告しなければならない。

(専門部)

第7条 委員会の事業又は業務を遂行するため、委員会の議決を経て、必要な専門部を別途設けることができる。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附則 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別 表

名 称	定 数	分 掌
総務委員会		
総務部	10名以内	理事会に関する事 事業計画及び収支予算に関する事 財務に関する事 事業報告、収支決算に関する事 登録に関する事 諸規程の制定及び改廃に関する事 公印の保管に関する事 渉外に関する事 競技会場に関する事 広報に関する事 ホームページに関する事 刊行物の発行に関する事 他の委員会に属さない事 会長が指示した事項に関する事
運営部	10名以内	ドッジボール大会等の事業に関する事 会長が指示した事項に関する事
競技委員会		
競技部	10名以内	競技会の開催に関する事

		<p>競技記録に関すること。</p> <p>競技運営に関すること。</p> <p>会長が指示した事項に関すること。</p>
審判部	10名以内	<p>競技会の審判に関すること。</p> <p>会長が指示した事項に関すること</p>
審判指導部	10名以内	<p>審判員の養成（規則ほか）に関すること。</p> <p>審判員研修会等の開催に関すること。</p> <p>審判員認定講習会の開催に関すること。</p> <p>審判技術研究・指導・強化に関すること。</p> <p>会長が指示した事項に関すること。</p>
普及・指導委員会		
普及・指導部	10名以内	<p>ドッジボールの振興、普及に関すること。</p> <p>ドッジボールの普及を目的にした事業に関すること。</p> <p>選手、指導者の養成に関すること。</p> <p>競技力向上に関すること。</p> <p>指導者講習会等の開催に関すること。</p> <p>会長が指示した事項に関すること。</p>